

評議員報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人めぐむ会（以下「当法人」という。）の評議員についての報酬及その他、必要事項を定める。

(報酬)

第2条 当法人評議員の報酬の総額は、定款第8条の規定に基づき、各年度50万円を超えない範囲とする。

(報酬の種類)

第3条 当法人評議員の報酬の種類は次の通りとする。

1. 年額報酬
2. 旅費交通（2キロ以上）

(報酬と支給方法)

第4条 当法人評議員の報酬は次の通りとする。

年間 3万円（月単位2500円）

- 2 支給は年1回年間分をその年度末3月に支給する。
- 3 途中就任、退任があった場合は、月単位において在籍月分を支給する。
- 4 旅費交通は都度支払うものとする。

(退職金)

第5条 当法人評議員の退職金については支給しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。